平成２９年（フ）第６１２号
神奈川県足柄下郡箱根町湯本179番地の37
債務者　松山美津子
1　決定年月日時　平成30年１月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第６２７号
神奈川県平塚市徳延43番地の２　桂木荘102号、前住所宮城県黒川郡大和町吉岡南１丁目24番地の７　パルメゾンＮⅡ202
債務者　佐藤　照子
1　決定年月日時　平成30年１月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第６６３号
神奈川県愛甲郡愛川町中津616番地の４　ベルメゾンⅠ201、前住所神奈川県愛甲郡愛川町中津2109番地の２　ヴェルドミール108
債務者　二村羽衣子（旧姓栗林）
1　決定年月日時　平成30年１月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第６８９号
神奈川県足柄下郡箱根町塔之澤115番地の１Ｌ－102、前住所神奈川県大和市西鶴間１丁目６番12―502号
債務者　大和田貴文
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第６９８号
神奈川県秦野市曽屋698番地の１　ヒルサイドテラス　504号
債務者　荒川　菜美
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第７００号
神奈川県小田原市別堀63番地　Ｍシャルマンローズ Ｂ102
債務者　寺岡　悠里
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第７３２号
神奈川県平塚市東中原２丁目５番15―402号
市営東中原住宅
債務者　平岡美智子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第７３３号
神奈川県平塚市東中原２丁目５番15―402号
市営東中原住宅
債務者　平岡　拓郎
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第９７７８号
東京都豊島区東池袋１―34―５　いちご東池袋２階、住民票上の住所東京都板橋区大門９－４－205
債務者　鈴木みつ子
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９７８７号
東京都狛江市東和泉１丁目21―９―302
債務者　宮脇　理子
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９７８８号
東京都葛飾区白鳥１丁目11―18―302
債務者　森　　照美
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９７９７号
東京都葛飾区東新小岩７丁目５―12―204
債務者　西山　諒子
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９８００号
東京都江東区辰巳１丁目８―28―502
債務者　高木　正宏
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９８０１号
東京都江東区辰巳１丁目８―28―502
債務者　高木さち子
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１３号
東京都豊島区池袋３丁目９―21―210
債務者　栗田　東香
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１４号
東京都新宿区中落合３丁目16―18
債務者　相沢若葉こと　相澤　若葉
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部